

5分で読める

# 一からわかる再配置



H29.11.7

Vol.43

公共施設の再配置に関連する基本的な情報をお知らせします。

## 上限35万円/㎡

来年度予算の編成作業が本格化していますが、業務運営費の10%カットという厳しい状況に頭を悩ませている方も多いと思います。建設事業費は、この業務運営費とは別に計上され査定が行われますが、昨日付けで、あらためて「公共施設の再配置に関する方針」と「公共施設再配置計画」上で用いている施工単価の上限設定について通知をさせていただきました。

通知の中では記載しきれなかった点について補足するとともに、とある地方新聞で8月に掲載された記事について紹介したいと思います。

## 戦闘集団？

まず通知の中にも記載したとおり方針と計画では、公共施設(建築物)の施工単価について、上限を35万円/㎡としています。この上限を基に、将来必要になる更新費用とそれに充てた起債の償還に充てる財源の不足額を346億円と試算しました。そして、この財源不足額について、削減する公共施設にかかっていた管理運営費用で補うことを大原則としてシミュレーションを行い、削減目標である31.3%を定めています(Vol.4・Vol.22参照)。

また、次式に表すように、施工単価の計算方法も国庫負担を確実視することができるため、試算の当初からそれを見込んでいる義務教育施設と、国県の補助等が当てにできないそれ以外の施設では異なってきます。

義務教育施設 = 工事価格 ÷ 延床面積

それ以外の施設 = (工事価格 - 国県支出金等の特定財源) ÷ 延床面積

たとえ行政運営上必要不可欠である義務教育施設や庁舎を建て替える場合であっても、上の式で計算した施工単価が35万円/㎡を超えてしまうものが多くなれば<sup>1</sup>、将来の財源不足額は大きくなります。そして、それを補う管理運営費を減らすため、削減面積も大きくせざるを得なくなりますが、このことは、将来の市民生活に大きな影響を与えることにつながります。(Vol.22参照)




さらには、基本方針の中に「原則として新規の公共施設(ハコモノ)は建設しない。建設する場合は、更新予定施設の更新を同面積(コスト)だけ取りやめる。」と掲げていることをご存知の方も多いと思います。この基本方針は、たとえ社会経済情勢の変化や制度の変更等により必要となったハコモノを作る場合であっても、将来更新する面積を一定に保ち、市民生活に大きな影響を与えることとなる目標以上の面積削減を行わないで済むようにするためのものです。

平成23年4月に計画がスタートしてから現在に至るまでの間、市民サービ

<sup>1</sup> 上限を下回る施設もあるので、特殊な設備や構造を要するなどの理由により、単発的に上限を超えた施設があっても、計画期間内における最終的な不足額の増減については、面積も含めてトータルで計算し、次期の計画に反映していくこととなります。

ス向上のために、いくつかのハコモノが作られました。現時点で削減目標に影響を与えているものの代表例としては、「カルチャーパーク管理棟」があげられます<sup>2</sup>。このまま将来にわたり公設公営で設置していくのであれば、建設費用を回収できる財源を生み出すか、又は本庁舎や総合体育館建替えの際に「同じ面積（コスト）だけ更新を取りやめる」ことが必要になります。

また、逆に削減目標に影響を与えずに建設（整備）されたものの代表例としては、「ミライエ秦野」、「名水はだの富士見の湯」、「地域生活支援センターぱれっと・はだの」があげられます。それぞれの施設がなぜ影響を与えることにならなかったのかを簡単に解説すると、次表のとおりです。

	<p><b>【ミライエ秦野】</b>  入居率 8 割で最終の解体工事費に至るまでのライフサイクルコストを回収できる家賃設定になっています。内装のデザインや広報戦略にも力を注ぎ、平成 29 年 6 月に入居率 100%を達成しています。</p>
	<p><b>【名水はだの富士見の湯】</b>  指定管理料なしに加え、指定管理者は毎月 100 万円を市に支払います。このお金で今後の維持補修を行っていきます。また、将来における建設費の改修も視野に入れることができます。</p>
	<p><b>【地域生活支援センターぱれっと・はだの】</b>  公設民営での整備要望に対して、最終的には全国的にも珍しい福祉団体等を会員とする社団法人による民設民営の施設となりました。（敷地は寄付された市有地を無償貸与しています。）</p>

これらの施設は、すべて再配置計画の策定後に計画されたものであり、内容が再配置計画に定められていたものではありません。また、公共施設マネジメント課が主導して設置・管理・運営手法を決めたものでもありません。すべてそれぞれの担当課が創意と工夫を行い、市民のために必要だからと一般財源に頼ってしまえば、することのなかったであろう努力を重ねて実現したものです。

以前、テレビ朝日所属のジャーナリストである出町譲氏から本市の再配置の取組みに関する取材を受けた際、これらの施設のことを紹介させていただきました。すると、富山県で発行されている地方紙「北日本新聞」に、8 月 9 日付けで掲載された「現場発-ジャーナリストが見た地方創生-」という記事の中で、「戦闘集団・秦野市役所」と表現されていました。出町氏の目には、組織を挙げて公共施設更新問題に立ち向かおうとする本市の職員たちの姿がこのように映ったのでしょう。少々物騒な表現ではありますが、これからも、将来の市民に負担を押し付けることなく、かつ、新しいサービスも提供していくことができる「戦闘集団」であり続けたいと思います。

<sup>2</sup> 教育庁舎は、リース方式なので面積はカウントされませんが、本庁舎建て替えの際、存続させるのであれば、庁舎の建て替え面積から差し引くなどの対応が必要になります。